

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

既に報道等でご承知のとおり、国内においても全国各地で新型コロナウイルスへの感染が報告されています。新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染、接触感染と言われていています。このような現状および感染経路の特徴を踏まえて、本学でもこれまで行事の中止やみなさんへの注意喚起を行ってきました。しかし、若い世代は特に、感染していてもほとんど症状が現れず、気づかないうちに人にうつすことがあります。その結果、基礎疾患を持っている方（糖尿病、がんなど）、高齢者などが感染し、重症化および亡くなる事例が報告されています。

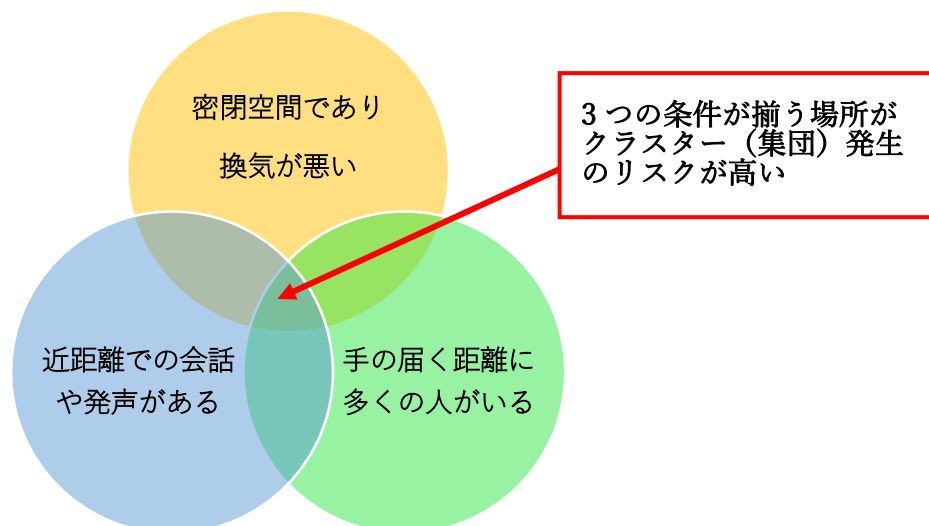
保健医療職を志すみなさんには、改めて以下の点を十分に留意し、一人ひとり適切な感染予防の徹底をお願いします。

記

1. 感染しない

- 1) こまめな手洗い（手指消毒）など基本的な感染症対策を徹底する（接触感染）。
- 2) 混雑した場所や、換気が悪い場所（カラオケボックス、スポーツジム、ライブハウス等）、人込みの多い場所は避ける。
- 3) 隣の人の距離が手の届くような場所に集まらない。
- 4) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- 5) 日々の生活において、十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけるなど規則正しい生活を送り、免疫力を高める。
- 6) 海外渡航、国内旅行について、当面の間控えることが望ましい。
やむを得ず、海外渡航しなくてはならない場合は、学生便覧の記載の通り「海外渡航届け」を提出し、その判断を仰ぐこと。
- 7) 学生団体の活動、新入生歓迎会等について、当面の間自粛をすることが望ましい。

<集団感染のリスク>



* クラスター感染：集団感染

* 小規模患者クラスター：感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団

* オーバーシュート：感染爆発、爆発的な感染拡大

2. 感染させない

- 1) 咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 2) 発熱や咳、体調不良など風邪の症状がみられる場合は、外出（登校）を控え、自宅で療養する。また学校に連絡をし、相談をする。
- 3) 「検疫強化対象地域*1」及び「入管法に基づく入国制限対象地域*2」からの帰国後は、健康状態に異常のない者も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して14日間待機し、公共交通機関を使用しないこと。また、国内の流行地域からの帰省の者も、2週間程度、各自、毎日体温を測るなどの健康観察を行い、発熱や咳、倦怠感が現れた時には、最寄りの保健所に設置されている「帰国者・接触相談センター」に相談をする。

（*1）検疫強化対象国・地域

東アジア	中国、韓国（3月9日午前0時から追加）
ヨーロッパ	シェンゲン協定加盟国（アイスランド、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ポーランド、ラトビア、リトアニア）、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、ブルガリア、ルーマニア（3月21日午前0時から追加）
中東	イスラエル、カタール、バーレーン（3月28日午前0時から追加）
アフリカ	エジプト（3月21日午前0時から追加）、 <u>コンゴ民主共和国（3月28日午前0時から追加）</u>
北米	米国（3月26日午前0時から追加）
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア（3月28日午前0時から追加）

（*2）入管法に基づく入国制限対象地域（これらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となります）（注：下線は、2020年3月27日午前0時（日本時間）から追加）

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道（清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）

<イラン>全ての地域

<ヨーロッパ>アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの全ての地域

3. 新型コロナウイルスの感染が疑われた場合（同居人が新型コロナウイルスに感染した場合など濃厚接触を含む）

□37.5度以上の発熱、咳や倦怠感が4日程度続く

□あなた自身が濃厚接触者（同居人が感染や一定空間に一定時間（車内等）一緒にいた者が感染）

1) 登校せずに学校に連絡をする。

2) 最寄りの保健所に設置されている「帰国者・接触相談センター」へ連絡し、指示を受け受診をする。

なお、本対策は令和2年3月27日現在のものであり、今後の感染の動向により変更があります。みなさん自身でも、関連情報ホームページから最新の動向を確認するよう努めて下さい。

<関連情報ホームページ>

新型コロナウイルスに関する情報

○新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○新型コロナウイルス感染症関連情報について（国立感染症研究所ホームページ）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9324-2019-ncov.html>

海外渡航に関する情報

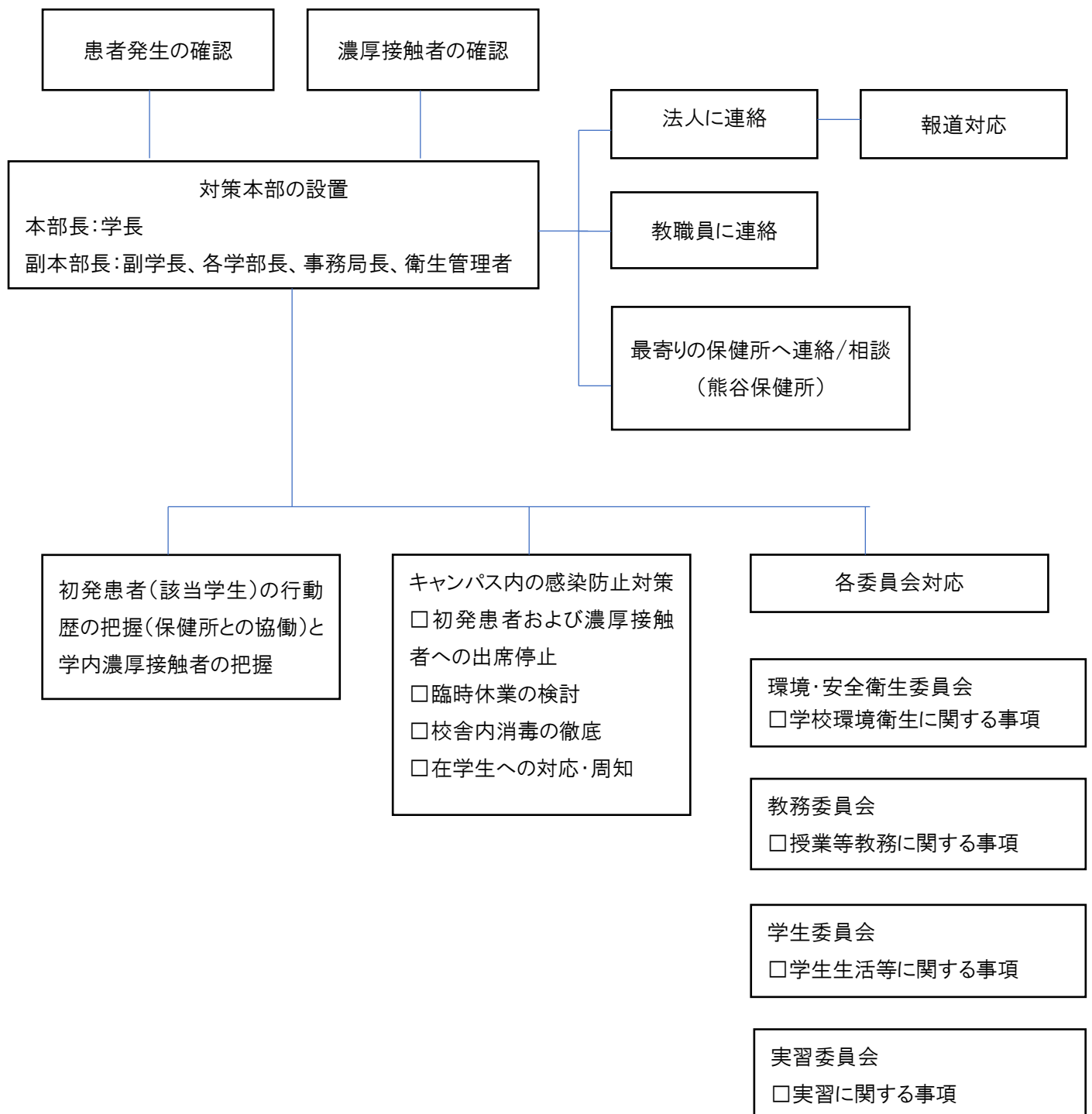
○新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報（外務省海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

以上

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症に罹患した学生について、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する市又は特別区より学校の設置者および学校長に情報を提供(本人、家族の同意)。



* 感染学生が治療治癒した後、登校する際は、診断書および本学指定の学校感染症治癒証明書を提出し学長が登校を許可する。また、濃厚接触者が登校する場合は、2週間の自宅待機の後、感染の恐れがない(陰性)ことを証明する診断書を提出し、学長が登校を許可する。